

旭市入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者等の認定基準
(建設工事)

(目的)

第1条 この基準は、市の入札参加資格審査において市内業者及び準市内業者等を認定するにあたり、認定基準を明確にすることにより入札等に参加する業者を適正に選定し、不適格業者の参加を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本店等 建設業法の規定により許可を受けた「主たる営業所」をいう。
- (2) 支店等 建設業法の規定により許可を受けた「その他の営業所」をいう。
- (3) 常時契約を締結する事務所 契約の見積り、入札、契約締結及び履行等、契約の締結に係る一連の実態的な行為を行う事務所をいう。
- (4) 市内業者 常時契約を締結する事務所として、市内に本店等を有している業者をいう。
- (5) 準市内業者 常時契約を締結する事務所として、市内に支店等を有している業者をいう。
- (6) 市外業者 市内業者、準市内業者でない業者をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者は、本店等において市との契約締結について完結できなければならない。

2 準市内業者は、支店等において市との契約締結について完結できなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市内における営業年数が5年以上あること。ただし、市内業者で市内における営業年数が5年未満の場合は、準市内業者扱いとする。
- (2) 市税の納税義務を果たしていること。
 - ア 法人にあって、市内業者の場合は市内に本店等の法人登記がなされ、準市内業者の場合は市内に建設業法の許可を有する支店等が存在し、いずれも市に納付すべき法人市民税が発生し、かつ完納していること。
 - イ 個人にあっては、事業主が市内に住民登録を有し、市に納付すべき市民税が発生し、かつ完納していること。
- (3) 事務所としての形態を整えていること。

事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられており、看板や表札により事務所の所在が明確に表示されていること。
- (4) 事務所には、営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ責任者が存在し、常駐していること。
 - ア 配置人員が市外の本店等と兼務している等、不在の状況が頻繁となっている場合は、本店等又は支店等として認めない。

イ 建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。

ウ 常駐とは、週7日間のうち、3日間以上又は30時間以上事務所に勤務していることをいう。

(5) 常時連絡が取れる体制になっていること。

常時不在転送電話であったり、取次ぎをするための単なる連絡員を配置している等これらに類する場合は、本店等又は支店等として認めない。

4 県内業者は、本店等において市との契約締結について完結できなければならない。

5 準県内業者は、支店等において市との契約締結について完結できなければならない。

(設定区分の変更)

第4条 入札参加資格審査（随時申請、変更申請を含む。以下同じ。）後、1年を経過した日において、準市内業者、若しくは市外業者が市内業者の認定基準を満たす場合、又は、市外業者が準市内業者の認定基準を満たす場合、当該年度の市内業者又は準市内業者として認定することができる。ただし、市内業者又は準市内業者がそれぞれの認定基準を満たさず、市内業者を準市内業者、若しくは市外業者に変更する場合、又は、準市内業者を市外業者に変更する場合は、随時行なうことができるものとする。

(営業年数)

第5条 第3条第3項第1号に規定する「市内における営業年数」とは、以下のように定める。

(1) 市内業者 法人にあつては、履歴事項全部証明書における本店等の市内への登記日からの営業年数とする。個人にあつては、事業主の市内への住民登録日からの営業年数とする。

(2) 準市内業者 履歴事項全部証明書における支店等の市内への登記日、又は、法人設立等申告書を市長に提出し登録した市内への法人設立日のいずれか早い日からの営業年数とする。

(実態調査)

第6条 前条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。

2 前項の実態調査に協力しない業者及び市の指導に従わない業者については、前条の基準を満たしていないものとみなす。

附則

この基準は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年5月1日から施行し、施行日の前日までに要件を満たしている者においては、なお従前の例による。